

2019年9月3日
富士少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は災害救助法適用地域で被災されたご契約者よりお申し出をいただいた場合、以下の特別お取り扱いをいたします。

1 保険料の払い込みについて

保険料を払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響により払い込みが困難になられた場合、保険料の払い込みを猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略することにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-888-701

(土日・祝日・年末年始等の休業日を除く午前9時～午後5時)

<災害救助法の適用状況>

災害救助法適用市町村	法適用	備考
【佐賀県】 佐賀市（さがし） 唐津市（からつし） 鳥栖市（とすし） 多久市（たくし） 伊万里市（いまりし） 武雄市（たけおし） 鹿島市（かしまし） 小城市（おぎし） 嬉野市（うれしのし） 神埼市（かんざきし） 神埼郡吉野ヶ里町（かんざきぐんよしのがりちょう） 三養基郡基山町（みやきぐんきやまちょう） 三養基郡上峰町（みやきぐんかみみねちょう） 三養基郡みやき町（みやきぐんみやきちょう）	令和元年8 月28日	災害救助法 施行 令第1条第1 項第4号適用

東松浦郡玄海町 (ひがしまつうらぐんげんかいちょう)		
西松浦郡有田町 (にしまつうらぐんありたちょう)		
杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう)		
杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち)		
杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう)		
藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)		